

様式第12号

〔特殊公務災害・国際緊急  
援助活動特例災害関係〕

障害補償一時金請求書  
障害特別支給金申請書  
障害特別援護金申請書  
障害特別給付金申請書

1号紙

認定番号

地方公務員災害補償基金 支部長 殿 ..... 下記の障害補償一時金 〔障害特別支給金〕 〔障害特別援護金〕 〔障害特別給付金〕 を 請求（申請）します。	請求（申請）年月日 年 月 日 請求（申請）者の住所 ..... フリガナ 氏 名
---	--

1 関 被 す 災 害 事 員 項 に	所属団体名	フリガナ 氏 名
	所属部局名	年 月 日生（ 歳）
	職 名	負傷又は発病の年月日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	治ゆ年月日 年 月 日

2 障害の部位及びその程度

3 既存障害とその程度

4 障害等級 第 級 第 号

5 障害補償一時金請求金額

〔船員の場合〕

(平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ))

円 × ×  $\frac{150}{100}$  + ( 円 × ) = 円

6 障害特別支給金 申請金額等

障害特別支給金 円

障害特別援護金 円

傷病特別支給金の受給の有無  有  無

7 障害特別給付金申請金額の計算

〔船員の場合〕

(平均給与額) (日数(ア)) (平均給与額) (日数(イ))

(A)  $\left\{ \text{円} \times \frac{150}{100} + ( \text{円} \times ) \right\} \times \frac{20}{100} = \text{円}$

(B)  $1,500,000 \text{ 円} \times \frac{\text{日数(ア)}}{365} = \text{円}$

8 障害特別給付金申請金額 円

9 送金希望口座等

公金受取口座を利用する

個人番号

任意の口座を指定する

金融機関名 本支店等名 口座種別  普通  当座

口座番号 口座名義人 氏名(フリガナ)

その他

* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日

* 決定金額	一時金	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特殊公務災害 国際緊急援助 活動特例災害	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	特別支給金	円	* 障害等級	第 級 第 号
	特別援護金	円	* 通 知	年 月 日
	特別給付金	円	* 支 払	年 月 日
	合 計	円		

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償一時金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。
- 2 請求（申請）者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 3 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「（日数（ア））」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第29条第4項に掲げる日数を、「（日数（イ））」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 5 「6 障害特別支給金  
申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を選択すること。  
障害特別援護金
- 6 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「（日数（ア））」及び「（日数（イ））」は、4の例により記入すること。令第1条に規定する職員に係るこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 7 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の（A）の金額（（A）の金額が（B）の金額を超える場合には、（B）の金額）を記入すること。
- 8 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要があること。
- 9 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 10 この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 11 年月日の記載には元号を用いる。